

あなたのその一歩
後押しします！

坂出市創業支援補助金

制度概要

地域経済の発展、市内の活性化のため、坂出市内において新たに特定の店舗を開設される方に対し、改修費等を補助する制度です。

補助金額

対象経費の **2/3** (千円未満切捨) 上限額 **100万円**

対象者

飲食、宿泊、小売業に該当する店舗を新たに開設、週5日以上営業し、3年以上継続する予定の中小企業者。 ※ただし、建物を新築する場合は対象となりません。

対象経費

店舗改修費（内外装、電気、空調、給排水工事）、備品購入費、広告宣伝費
※いずれも消費税額を除いた額が対象となります。

対象外経費

土地、建物の取得費、賃借料、リース料、消耗品費

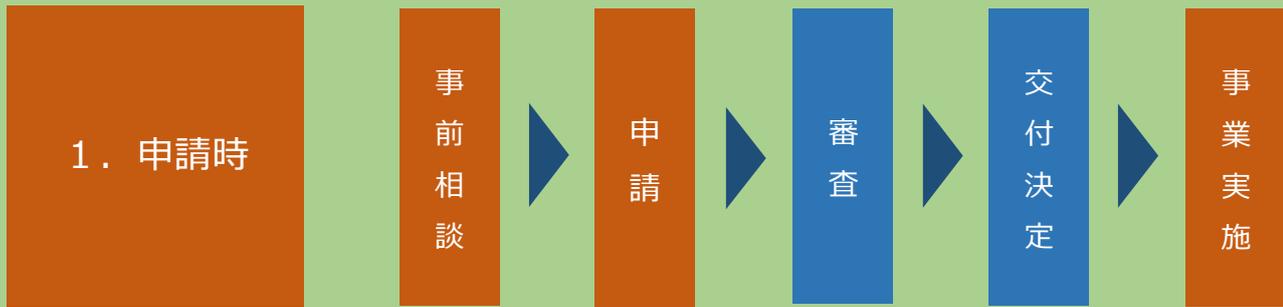
注意事項

予算がなくなり次第、受付を終了します。
補助金交付後、3年間は状況報告を求めることがあります。

具体的な手続きは、裏面へ



坂出市創業支援補助金手続きの流れ



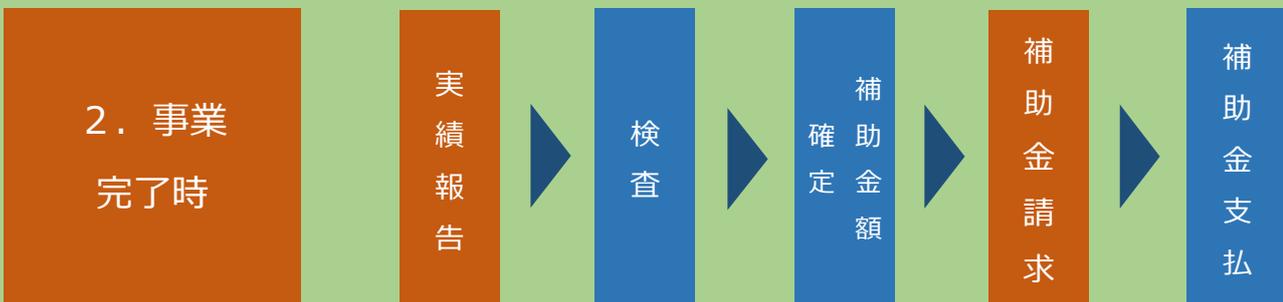
交付決定前の事業実施は補助金の対象となりません。お気を付けてください。

申請書一覧

- ・ 交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 事業実施計画書（様式第 2 号） ・ 収支予算書（様式第 3 号）
- ・ 設計書、見積書等経費の内容が分かる書類の写し
- ・ 店舗の位置図、平面図、内外観の写真
- ・ 住民票（法人は代表者のもの）の写し
- ・ 定款および登記事項証明書の写し ※法人のみ
- ・ 市税の完納証明書
- ・ 誓約書（様式第 4 号）
- ・ その他の書類

様式第〇〇号の書類は、市のホームページにフォーマットを掲載しています。

（特定創業支援等の証明書の写し（審査において加点要素となります。） 債権者登録申請書、等）



補助金のお支払いは、原則として事業完了後になります。

実績報告書一覧

- ・ 実績報告書（様式第 9 号） ・ 収支決算書（様式第 10 号）
- ・ 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- ・ 店舗の平面図、内外観の写真

問い合わせ先

坂出市産業観光課 企業活力推進係

〒762-8601 坂出市室町二丁目 3 番 5 号 TEL:0877-44-5103 FAX : 0877-44-4585

E-mail : sangyoukankou@city.sakaide.lg.jp